

須賀川市議会政務活動費の公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、議会運営の公開性の向上を図り、市民の議会に対する理解及び信頼を深め、より公正で開かれた議会運営を図るため、須賀川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開対象書類)

第2条 政務活動費の公開の対象となる書類は、条例の規定により交付される平成24年度分以後の政務活動費に関する公文書で、保存期間（過去5年間をいう。）内のもののうち、政務活動費交付申請書、政務活動費収支報告書（須賀川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条に規定する添付書類を含む。）及び行政調査報告書並びに政務活動費の経費の範囲に関する資料とする。

(公開方法)

第3条 政務活動費の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 議会図書室での閲覧 公開対象書類の写しを議会図書室に常時設置し、閲覧に供するものとする。この場合において、閲覧を希望する者は、電話等により事前に議会事務局へ申し込み、閲覧簿に住所氏名を記入の上、閲覧するものとする。
- (2) 市議会ホームページへの掲載 前年度の政務活動費に係る公開対象書類については、市議会ホームページで公開するものとする。
- (3) 議会広報への掲載 前年度の政務活動費の内容については、毎年6月1日発行の議会の広報に掲載するものとする。この場合において、掲載方法及び内容については、議会広報委員会で協議検討するものとする。

(費用負担等)

第4条 須賀川市議会の所管に係る須賀川市情報公開条例施行規則（平成10年須賀川市議会規則第1号）の規定にかかわらず、公開対象書類の閲覧に要する費用は無料とする。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。